

監査報告書

学校法人津嶋学園
理事会・評議員会 御中

学校法人津嶋学園

監事 小谷澄信 

監事 池上秋雄 

私たちは学校法人津嶋学園の監事として、私立学校法第37条第3項および寄付行為第16条に基づき同学園の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）に於ける学園業務および財政・財産の状況について理事会その他の重要会議に出席するほか、理事長から学園運営の報告を聴取し重要書類を閲覧し、会計監査人から報告説明を受け、事業報告書及び計算書類を精査いたしました。

監査の結果、私たちは、同学園の業務および財産の状況に関して不正行為または法令若しくは寄付行為に違反する重大な事実は認められませんでした。

また、財務に関する計算書類は学校法人会計基準に準拠して居り、学校法人津嶋学園の令和5年3月31日現在の財務状態および同日を以て終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めます。

令和5年5月27日

【注記】私たち監事、小谷澄信及び池上秋雄の両名は私立学校法第38条第5項に定める外部監事であります。